

都道府県・ 政令指定都市名	28 兵庫県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	県民生活部男女青少年課
担 当 職 員 数	8 人 (専任 6 人、兼任 2 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	
設 置 年 月 日 (西暦) ・ 根 拠	根拠:
長 の 役 職	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 關 、 懇 談 会 等 の 名 称	兵庫県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西暦)	2002年9月13日
構 成 員	16 人 (女性 10 人、男性 6 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西暦)	2021 年 4 月 ~ 2026 年 3 月
名 称	ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)
改定・見直しの予定時期	2026年4月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	兵庫県男女共同参画社会づくり条例
	公 布 日(西暦)	2002年3月27日
	施 行 日(西暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード (西暦) 2025 年度まで 40 %	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年7月1日
根 拠				
ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画) 審議会等の委員への女性の登用推進要綱(2024年4月1日)				
(1)法律又は政令により設置されている審議会等 (2)条例により設置されている審議会等				
目標設定の対象である審議会等の範囲				
目標設定の対象である審議会等における登用状況				
調査時点コード 2 審議会等数(62)うち女性委員を含む審議会等数(61) 延総委員等数(1,456)延女性委員等数(489) 女性比率(33.6)				
調査時点コード 2 審議会等数(65)うち女性委員を含む審議会等数(64) 延総委員等数(1,528)延女性委員等数(496) 女性比率(32.5)				
調査時点コード 2 審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(37) 延総委員等数(1,099)延女性委員等数(322) 女性比率(29.3)				
調査時点コード 1 審議会等数(10)うち女性委員を含む審議会等数(8) 延総委員等数(84)延女性委員等数(12) 女性比率(14.3)				
目標値以外の目標設定				
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数 401 人	(2025 年 7 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	「審議会等の委員への女性の登用推進要綱」に基づく事前協議の実施	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
						(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計		389	56	14.4	24	1	4.2	73	12	16.4	292	43	14.7
	うち一般行政職		272	44	16.2	21	1	4.8	53	11	20.8	198	32	16.2
支庁・地方事務所等	計		397	81	20.4	28	3	10.7	111	14	12.6	258	64	24.8
	うち一般行政職		177	39	22.0	14	2	14.3	57	6	10.5	106	31	29.2
全体	計		786	137	17.4	52	4	7.7	184	26	14.1	550	107	19.5
	うち一般行政職		449	83	18.5	35	3	8.6	110	17	15.5	304	63	20.7
再掲	警察関係		149	4	2.7	0	0		13	0	0.0	136	4	2.9
	教育委員会		51	9	17.6	1	0	0.0	9	0	0.0	41	9	22.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計		403	62	15.4	849	154	18.1	118	22	18.6
	うち一般行政職		296	54	18.2	575	146	25.4			
支庁・地方事務所等	計		587	147	25.0	1,556	600	38.6	151	65	43.0
	うち一般行政職		270	62	23.0	568	191	33.6			
全体	計		990	209	21.1	2,405	754	31.4	269	87	32.3
	うち一般行政職		566	116	20.5	1,143	337	29.5			
再掲	警察関係		202	11	5.4	468	95	20.3	112	44	39.3
	教育委員会		87	31	35.6	180	80	44.4			

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数 (人)	女性比率(%)
本庁	計		81	6	7.4	52	11	21.2	118	22	18.6
	うち一般行政職		52	5	9.6	46	11	23.9			
支庁・地方事務所等	計		100	25	25.0	132	37	28.0	151	65	43.0
	うち一般行政職		57	13	22.8	53	12	22.6			
全体	計		181	31	17.1	184	48	26.1	269	87	32.3
	うち一般行政職		109	18	16.5	99	23	23.2			
再掲	警察関係		37	0	0.0	48	3	6.3	78	8	10.3
	教育委員会		10	1	10.0	12	5	41.7			

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他		
	面接のみ	面接以外のみ	面接のみ	面接以外								
課長相当職	○	○	○		○	◎			○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有) 病院局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 教育委員会:勤務成績、昇任試験、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 警察本部:勤務成績、経験年数(取組有)		
課長補佐相当職	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有) 病院局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 教育委員会:勤務成績、昇任試験、部局等の推薦、経験年数(取組有)、遠隔地での長期研修、本人の希望、満43歳以上 警察本部:勤務成績、昇任試験(筆記・面接)、昇格試験、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望		
係長相当職	○		○		○	◎			○	知事部局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有) 病院局:勤務成績、部局等の推薦、経験年数(取組有)、本人の希望 教育委員会:勤務成績、経験年数(取組有)、本人の希望 警察本部:勤務成績、昇任試験、経験年数(取組有)		

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	7,576	978	12.9
昇格試験	1,779	175	9.8

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全 体	1,333	779	58.4
うち 上級	687	290	42.2
うち一般行政職	282	116	41.1
うち 上級	249	99	39.8
うち警察関係	317	94	29.7
うち 上級	195	58	29.7

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 明記した規定があり、認めている。 |
| 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 |
| 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 |
| 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。 |

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	旧姓使用取扱要領
該当部分の条文(本文)	<p>旧姓使用の範囲 職員は、この要領の定めるところにより、文書等(次に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができる。 (1)税務署、地方公務員共済組合、全国健康保険協会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障をおよぼすおそれのある文書等 (2)人事給与システムに登録された情報に基づく文書等((1)に該当するもの及び人事発令通知書を除く。) (3)(1)及び(2)に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上支障が生じると認められる文書等</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
71	11	15.5	16	1	6.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	兵庫県立男女共同参画センター				愛称・通称	イーブン	
設置年月日(西暦)	1992年10月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号: 650-0044 住 所 : 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー7階 電話番号: 078-360-8550 FAX番号 : 078-360-8558 ホームページ: https://www.hyogo-even.jp/						
管理・運営主体	1. 施設管理 ○ 直営(担当部局名: 県民生活部男女青少年課) 指定管理者(名称: その他()) 2. 事業運営 ○ 直営(担当部局名: 県民生活部男女青少年課) 指定管理者(名称: その他())						
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の 定めがない 職員)	8 人、	非常勤 (雇用(任用) 期間の 定めが ある職 員)	13 人	予算額	2025年度	81,716 千円
主な事業	○ 1. 連携・協働(主な事項: 男女共同参画推進員(企業・労働組合)の設置、企業への出前相談、専門講師の派遣、中小企業等の階層別女性社員研修等) ○ 2. 広報啓発(主な事項: 「ひょうご男女共同参画ニュース」の発行、各種セミナーの実施等) ○ 3. 講座(主な事項: 男女共同参画リーダー養成講座、女性のための心理講座等) ○ 4. 相談事業(主な事項: 女性のための悩み相談(なやみ相談、法律相談、チャレンジ相談、不妊・不育専門相談等)、男性のための相談) 5. 実態把握(主な事項: 6. 調査研究(主な事項: 7. 國際交流(主な事項: ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 9. 苦情処理(主な事項: 10. その他(主な事項:						
男女共同参画・女性に関するもの							
※ 実施しているもの:○							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1 2. 無	問10-2 名称等: 兵庫県地域女性団体ネットワーク会議	加盟団体数	17
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1 2. 無			
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	<p>○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]</p>			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催
○ 2. 市区町村職員研修会の開催
○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 [名称 :]
7. その他 [概要 :]
7. その他 [内容 :]

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
- 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
- 2. 研修受講職員の男女比を配慮
- 3. その他 [内容:]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	166,245	158,362	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0 %	0 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況	※該当するもの:○	項目の設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○	
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5) その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩ 短時間正社員制度の導入			
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	2
1 「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9 短時間正社員制度の導入		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	男女共同参画社会づくり協定(6,7,12(ハラスマント相談窓口の設置)は必須)、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定(4,5,7,8,10,11)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	ひょうご女性の活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 2. 無	問17-1 名 称 ひょうごの男女共同参画
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ())

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・①女性活躍を応援するための各種セミナー等 ・②ひょうご男女共同参画ニュース ・	①県立男女共同参画センターを中心に、女性自身のスキルアップや、企業向けの意識啓発等をテーマとした様々なセミナーを開催する。(例)中小企業等の階層別女性社員研修、女性の活躍応援セミナー等 ②男女共同参画や女性活躍に関する取組や情報を掲載した情報誌を隔月発行・配布し、普及啓発を図る。		通年
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・男女共同参画リーダー養成講座 ・	男女共同参画を体系的に学び、地域・職場等で多様な主体との連携・協働を進め、実行力を発揮できるリーダーを育成する講座を開催する。		6月～12月
4. 相談事業 ・①女性のための相談 ・②男性のための相談 ・	①女性問題に関するなやみの解決及び社会参加を支援するため、女性問題カウンセラーや弁護士等が電話や面接によりさまざまな相談に応じる。(相談種別:なやみ相談・法律相談・チャレンジ相談・不妊不育相談) ②男性の人間関係や健康・介護のなやみの相談。さらには生き方や社会参加を支援するため、男性臨床心理士が電話による男性のための相談に応じる。		通年
5. 情報収集・提供 ・①「ひょうご女性の活躍推進会議」ホームページの運営 ・②図書・資料の貸出、人材等の情報提供 ・	①様々な立場にある女性や企業関係者へ女性活躍に関する情報を幅広く発信するため、イベント開催情報や先進企業の取組事例・女性ロールモデル等に関する情報を掲載するホームページを運営する ②情報アドバイザーが男女共同参画に関する学習や調査研究・活動の相談に応じるほか、講師等の人材情報や図書・映像・資料等を収集・整理及び情報提供とともに、図書の貸出などを行う。		通年
6. 苦情処理 ・男女共同参画申出処理制度 ・	男女共同参画に関する私人間の人権侵害や、県の施策についての申出に対し、申出処理委員が公平・中立の立場から、必要な検討・調査などをを行い、必要があると認めるときは助言等を行う。		通年
7. 交流促進 ・階層別女性社員研修 ・	中小企業等ロールモデルが身近にいない女性社員を対象に、キャリアを考え、同じ立場の女性社員とのネットワークを拓げるセミナー・ワークショップなどを開催する。		通年
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・①男女共同参画社会づくり協定 ・②男女共同参画推進員 ・③女性活躍推進グループ活動支援事業 ・④ひょうご・こうべ女性活躍推進企業(ミモザ企業)認定制度 ・	①男女共同参画社会の実現に向けた職場づくりに取り組む事業所と県が協定を締結する ②男女共同参画を推進するキーパーソンとして「男女共同参画推進員」を企業や労働組合に設置する ③企業における女性活躍に向けた気運醸成・取組を促進するため、女性社員を中心とした自主的な活動を行うグループの活動を支援する ④県内企業における女性活躍推進に向け、さらなる気運醸成やステップアップを後押しするため、現在の取組状況を認定し「見える化」するための制度を実施する。		通年
9. 國際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	兵庫県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		2
規定名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()		2
規定名			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無			
	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産	1		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	やむを得ない理由		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		1
行っている取組 ※実施しているもの: ○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()		
規定名	兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	(政治倫理基準) 第3条		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		3
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		

規則名	
条文本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
計画、指針名 該当部分の規定	地域防災計画 風水害等対策計画P1、地震災害対策計画P1 その際、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局と府内調整を行うとともに、男女共同参画センター等とも連携し、地域防災計画修正や避難所(災害対策基本法第49条の7に規定する「指定避難所」。以下同じ。)や避難場所(災害対策基本法第49条の4に規定する「指定緊急避難場所」。以下同じ。)の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	22 人	うち女性数	2 人	女性比率	9.1 %
--------------------	------	-------	-----	------	-------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず府内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1. 実施している 2. 実施していない	
-------------------------	--

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	
------------------------	--

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1. あり 2. なし	
----------------	--

調査時点コード: 2

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) (2025年7月1日)

問20. 都道府県における首長等の状況

知 事	2	1. 女性 2. 男性 任期: 2024年11月19日 ~ 2028年11月16日
副 知 事	1 人	(女性 0 人、 男性 1 人)

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	59	15	25.4	
	都道府県防災会議(委員のみ)	58	15	25.9	
内 訟	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	18	0	0.0	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面監査又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視監査又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	4	2	50.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	1	25.0	
	7号 当該都道府県の知事が任命する者	18	3	16.7	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者たちが当該都道府県の知事が任命する者	11	9	81.8	
2	国土利用計画地方審議会	18	5	27.8	
3	土地利用審査会	6	3	50.0	
4	都道府県交通安全対策会議	31	3	9.7	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入、当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	43	13	30.2	
	7 精神医療審査会	30	6	20.0	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				休止中
9	都道府県医療審議会	30	10	33.3	
×	10 准看護師試験委員会				関西広域連合に移管
×	11 麻薬中毒審査会				休止中
12	地方社会福祉審議会	30	8	26.7	
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	31	10	32.3	
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	3	21.4	
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				休止中
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0	
18	都道府県建設工事紛争審査会	27	11	40.7	
19	建築審査会	7	4	57.1	
20	都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
21	都道府県都市計画審議会	30	5	16.7	
22	開発審査会	7	2	28.6	
23	私立学校審議会	16	4	25.0	
24	石油コンビナート等防災本部	44	0	0.0	
×	25 公害健康被害認定審査会				未設置
	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	25	2	8.0	
×	27 都道府県児童福祉審議会				12社会福祉審議会の分科会として組織
28	地方港湾審議会	36	4	11.1	
×	29 土地区画整理審議会				未設置
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0	
31	介護保険審査会	24	10	41.7	
32	都道府県固定資産評価審議会	9	2	22.2	
33	感染症の診査に関する協議会	47	15	31.9	
34	警察署協議会	318	130	40.9	
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	3	42.9	
37	都道府県国民保護協議会	72	10	13.9	
38	地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	兵庫県公立大学法人評価委員会
×	39 市街地再開発審査会				未設置
×	40 都道府県職員委員会				未設置
×	41 自然再生協議会				未設置
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	3	1	33.3	兵庫県公益認定等委員会
43	後期高齢者医療審査会	9	1	11.1	
44	留置施設視察委員会	8	3	37.5	
45	傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	19	2	10.5	兵庫県メデカルコントロール協議会
46	指定難病審査会	11	1	9.1	
47	小児慢性特定疾患審査会	5	1	20.0	
48	行政不服審査会	9	3	33.3	
×	49 地域医療対策協議会				9兵庫県医療審議会の部会として組織
50	幼保連携認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	10	3	30.0	
51					
52					
53					
54					
55					
	合 計	1,099	322	29.3	
	女性委員0の審議会数	1			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	2	40.0	
6	都道府県労働委員会	21	2	9.5	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	25	3	12.0	瀬戸内海海区漁業調整委員会15名(うち女性2名), 但馬海区漁業調整委員会10名(うち女性1名)
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
合 計		84	12	14.3	
女性委員の委員会数		2			